

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

【01】遺体対応

【教訓情報】

01. 遺体検視場所として計画されていた施設の被災や、多数の死者発生により、遺体の収容、遺体安置場所の確保は困難で、多数の施設に遺体が安置されることになった。遺体のための棺、ドライアイスが不足した。

【教訓情報詳述】

01) 遺体検視場所として計画されていた施設が被災したり、遺体安置場所に予定していた施設は多数の避難者で使用できないなどの状況が発生した。地元住民の救出救護活動等により、近くの小中学校や公的施設等へ運び込まれる遺体も多かった。

【参考文献】

[引用] 増え続ける遺体。路上に長く放置されていた遺体も多かった。「いつまで放ったらかしにしておくんや」。区対策本部に、遺族からの苦情が相次いだ。[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.156]

>

[引用] (長田警察署では)検視場所として「長田警察署災害警備計画」により、神戸市立西市市民病院、高橋病院等9箇所を指定していたが、すべて崩壊した。また、遺体安置所として公立小中学校を指定していたが避難住民で膨れ上がり全く使用できなかった。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.54]

>

[引用] (西宮市)「当初、遺体の収容場所(仮安置所)として、市内5ヶ所の市立体育館を指定したが、地元住民の救出救護活動等により、近くの小中学校や公的施設等へ運び込まれる遺体が多くなったこと、極度の交通渋滞によって指定体育館への搬送が不可能となり、これら学校園等も遺体収容所とせざるを得なくなった。...(中略)...避難所と遺体安置所を同一場所にせざるを得なかった(28カ所の避難所で746体の遺体を一次収容)ことで問題が生じた...(後略)...[西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災一西宮の記録一』西宮市(1996/11),p.106]

>

[引用] (震度7エリア自治体アンケート結果)遺体安置所は、寺社が予定されていたが、すべて使えず、新たに探して指定する必要があった。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.83]

>

[引用] (震度6エリア自治体アンケート結果)遺体安置場所を求めて寺院に連絡したが、可能な寺院確保は困難であった。寺院の被災があり、連絡がつかないことが多い。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),pp85]

>

[引用] (被災地市民グループインタビュー結果)避難所の遺体をどうしたらいいか困った。地域に車が入って来られないし通信が途絶えていた。ちょうど警官が通ったので対応を頼むと、早い時期だったのが幸いしてその時は警察から白いライトバンが来て送ってもらった。その後は送る手段が無く、酒屋の車の荷台に乗せて運ぼうとしたが、どこに搬送したらいいかも分からない。情報を何とか仕入れて、区の体育館に搬送することができた。しかし、午後になると体育館も一杯になってしまい、「お寺に行ってくれ。」と言われた。火葬にも、移動に時間がかかるし、並ぶのにも時間がかかるので、3日目からは遺体に番号を付けて番号制で手続きをしたが、非常に混乱した。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 報告書』(2000/3),p.11]

>

[引用] 多数の被災死亡者があり、11時過ぎには遺体安置所の設置を求められ、直ちに須磨体育館を指定した。昼過ぎから遺体の受け入れが始まり、始めは疎らであった搬入遺体数が3時頃から急増し、ここだけでは到底間に合わない異常な状況が判明して、4時過ぎ頃に隣接の須磨区民センター4階大会議室を第二安置所に追加指定し、当日だけで160体に及ぶ遺体を安置した。そして、翌日にはこの区民センターで、1階図書室を除く4階から地下室までの全ての部屋・ロビー・廊下を、すでに入っていた避難住民に明渡しの協力を求めて遺体の受け入れを行い、この業務を23日まで続けた。[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市(2000/1),p.83]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

【01】遺体対応

【教訓情報】

01. 遺体検視場所として計画されていた施設の被災や、多数の死者発生により、遺体の収容、遺体安置場所の確保は困難で、多数の施設に遺体が安置されることになった。遺体の

ための棺、ドライアイスが不足した。

【教訓情報詳述】

02) 様々な施設が遺体安置所になった。避難者のいる避難所、負傷者の殺到した医療機関も遺体安置所となった。

【参考文献】

[参考] 神戸市における遺体安置場所については、[『阪神・淡路大震災—神戸市の記録1995年—』神戸市(1996/1),p.207-208]参照。

>

[引用] (神戸市東灘区・神戸市立福池小学校)当初、長椅子のある理科室に遺体を安置。後に19体となったので、2つの普通教室も遺体安置室とする。[『震災を生きて 記録 大震災から立ち上がる兵庫の教育』兵庫県教育委員会(1996/1),p.32]

>

[引用] (神戸市立魚崎小学校)学校から救出活動に出かけた避難者らは、はずれたドアの上に毛布にくるんだ遺体を乗せて、次々に学校に運んできた。運ばれた遺体は体育館に安置したが、体育館内の避難者から苦情が出たので、卓球台の上に安置することにした。[神戸市教育委員会『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』(財)神戸市スポーツ教育公社(1996/1),p.64]

>

[引用] (西宮市立大社小学校)1階会議室を遺体安置所とし、教職員が氏名確認(名簿づくり)や遺族への対応にあたった。[『震災を生きて 記録 大震災から立ち上がる兵庫の教育』兵庫県教育委員会(1996/1),p.49]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

【01】遺体対応

【教訓情報】

01. 遺体検視場所として計画されていた施設の被災や、多数の死者発生により、遺体の収容、遺体安置場所の確保は困難で、多数の施設に遺体が安置されることになった。遺体のための棺、ドライアイスが不足した。

【教訓情報詳述】

03) 遺体のための棺、ドライアイス、供花の白菊が不足した。葬儀社も多くが被災し、被災地外からの調達が必要だった。ボランティアグループの協力によって、防腐措置が施された例もある。

【参考文献】

[参考] 棺、釘、ドライアイスの調達状況については、[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.157]にある。

>

[引用] 翌18日には、収容遺体が2,000体に達したため柩棺が不足、県商工観光課を通じて全国各地に調達を依頼した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.85]

>

[引用] (兵庫県警では)収容した遺体の保存のためドライアイスが必要となり、県商工観光課を通じて県外の業者から必要量を購入した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.86]

>

[引用] 身元の判明しない長期保存を必要とする遺体については、腐敗防止を必要とするためボランティアグループの協力を得て、防腐措置を施した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.86]

>

[引用] 検視関係資器材等の調達

・遺体納棺用の棺は、葬儀屋、市町村の手持ちを使用したが全く足りず、県商工観光課を通じ他府県から900本を調達し、また寄付600本を受け活用した。

・遺体を覆う毛布は、各警察署及び各市役所が準備した以外に、自衛隊から750枚の提供を受け活用した。

・納棺した棺の供花として警察本部、各所属で白菊を用意したが数が足りず、計6,000本を県生活文化部を通じて調達した。

・遺体防腐用のドライアイス40トン調達、さらに遺体安置用ドライアイスは、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市の使用分合わせて56トン確保した。

また、企業からも数10トンの提供を受け活用した。

・写真撮影用のカメラの不足を補うため、災害警備本部において被災地外の警察署等から40台を調達し、警察署のものと併せて218台を活用した。

・遺体覆、納体袋、ゴム手袋等についても本部保管用を全て各警察署に配布したが、不足していた。〔『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.88〕

>

〔引用〕(宝塚市)棺は全く不足していた。しかし、葬儀社の協力を得て、翌18日にはドライアイス、骨壺等と一緒に補うことができた。引き取る遺体の搬送車両ができない遺族に代わって市職員が公用車で市内、近隣の市の遺族の家までの遺体の搬送も行った。〔『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 -』宝塚市役所(1997/3),p.90〕

>

〔引用〕(被災自治体遺体対策担当職員ヒアリング結果)発災当日の早朝の(死亡者数がまったくわからない)時点で、葬儀業者を通じて棺、ドライアイス等の大量調達を開始した市町もあった。〔『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.17〕

>

〔引用〕(震度7エリア自治体・生活衛生対策担当者ヒアリング結果)火葬の見込みが立つまでの間、遺体を保全するためのドライアイスの確保は、業者に任せた。どこの安置所にどれだけの遺体があるかが正確に分からなかったため、ドライアイスの配布が難しかった。〔『平成10年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 報告書』国土庁防災局・(財)阪神・淡路大震災記念協会(1999/3),p.29〕

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

【01】遺体対応

【教訓情報】

01. 遺体検視場所として計画されていた施設の被災や、多数の死者発生により、遺体の収容、遺体安置場所の確保は困難で、多数の施設に遺体が安置されることになった。遺体のための棺、ドライアイスが不足した。

【教訓情報詳述】

04) 遺体安置場所では遺族、関係者以外は立ち入り禁止としたり、写真撮影等遺族感情を逆なでる無用なトラブルを避けるため、報道関係者を規制して検視業務が行われた。

【参考文献】

〔参考〕県警における遺体安置・検死作業の状況については、〔『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.90, 92〕参照。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

【01】遺体対応

【教訓情報】

02. 遺体検案は、監察医のほか一般臨床医も行った。数多くの遺体に対応するため、日本法医学会の応援などによる検死体制が構築された。

【教訓情報詳述】

01) 各警察署では、監察医以外の一般臨床医にも検案を要請していた。既に死亡した者まで医療機関に運ばれ一般臨床医により死体検案がなされた。このことが、医療資源が限られる中での救命医療の障害となったとの指摘もある。

【参考文献】

〔参考〕遺体検案活動の概要については、〔『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第二巻・第7編)』(社)土木学会関西支部(1998/6),p.17〕参照。これによると、兵庫県警本部では当日の午前8時30分に監察医に対する出動を要請、一方で遺体安置所では安置所毎に遺体に番号を付け、警察による行政検視を準備した状態で監察医による死体検案を待つよう指示が出された。交通の寸断のため、午後4時ようやく4人の監察医が集まって検案業務が開始されたとされる。

>

〔参考〕災害直後の医療資源が限られている中で、臨床医に対して初期3日間に延べ132人もの人手を割いて死体検案の要請をしたことは、法医学会による応援派遣が19日からなされたことも考えあわせると問題があるとの指摘が〔『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第二巻・第7編)』(社)土木学会関西支部(1998/6),p.18〕にある。

>

〔引用〕各警察署では、一般臨床医に対し死体検案の要請をしていた。本来、神戸市内では監察医が災

害死体の検案に携わるべきであるが、その状況を許諾せざるを得なかった。[『阪神・淡路大震災 神戸大学医学部記録誌』神戸大学医学部(1995/12),p.117-118]

>

[引用] 神戸市内で臨床医が検案したものについては、病院へ救急搬送され、死亡確認した医師が検案したものが多く見られた。また、遺体安置場所では各警察署からの依頼を受けた明石市あるいは三木市等の医師会から派遣された臨床医が、死体検案に携わっている。[『阪神・淡路大震災 神戸大学医学部記録誌』神戸大学医学部(1995/12),p.118]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

[01] 遺体対応

【教訓情報】

02. 遺体検案は、監察医のほか一般臨床医も行った。数多くの遺体に対応するため、日本法医学会の応援などによる検死体制が構築された。

【教訓情報詳述】

02) 19日以後、日本法医学会の応援態勢が整い、各遺体安置所での死体検案書の発行が可能となり、混乱は解消された。

【参考文献】

[引用] 検視立会医師は、死体解剖保存法の監察医適用地域だった神戸市については監察医が担当したが、死者が予想をはるかに上回って対応できないため、日本法医学会の協力を求めて1月20日から29日までの間、法医学教授ら34人の応援を得た。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.84]

>

[参考] 計2,416体の遺体検案を行った兵庫県監察医および日本法医学会の体制については、[西村明儒・他「死体検案より」『集団災害救急1995 阪神・淡路大震災とサリン事件 救急医学別冊Vol.19, No.12』(1995/10),p.145]にある。

>

[引用] 日本法医学会の協力により検案体制が確立された後は、身元不明死体や原因不明死体の解剖を行うことができるようになり、さらに災害死以外の検案業務も円滑に行えるようになった。[『阪神・淡路大震災 神戸大学医学部記録誌』神戸大学医学部(1995/12),p.118]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

[01] 遺体対応

【教訓情報】

02. 遺体検案は、監察医のほか一般臨床医も行った。数多くの遺体に対応するため、日本法医学会の応援などによる検死体制が構築された。

【教訓情報詳述】

03) 警察による検視を経ないまま火・埋葬された遺体もあった。

【参考文献】

[参考] 警察がその時点で認知した災害死者数は五千四百八十人で、うち警察官が「検視」した数は五人だった。残る四百八十人は、「検視」を経ないまま火・埋葬し、遺族からの届け出をもとに後日関係者から聴取して災害死者として計上した数だった。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.86]

>

[引用] 被災直後、遺族が警察の検視を経ずに医師の死亡診断書のみで死亡届をし、火葬した遺体について、災害死であるとの届出が各所に相次いでなされたことから、これらについて、事実調査を行い調査書を作成することとした。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.86]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

[01] 遺体対応

【教訓情報】

02. 遺体検案は、監察医のほか一般臨床医も行った。数多くの遺体に対応するため、日本法医学会の応援などによる検死体制が構築された。

【教訓情報詳述】

04) 法医学専門家と一般臨床医との検案結果に、死亡した時期、死因等に差があり、死体検案書の精度の偏在が問題となった。

【参考文献】

[引用] 法医学専門家と一般臨床医との検案結果で最も異なるのは「死亡した時期」であった。一般臨床医は遺体をみて受傷から死亡までの期間を推定することに慣れておらず、死亡日時を記載すべき項に検案日時を記載したため、一般臨床医が検案した遺体の殆どは、震災後相当期間生存していたとみなしうる死体検案書となった。そのため、震災後の統計処理においては臨床医の死体検案例に記載された死亡推定時刻は全て除外する結果となった。死因についても法医学専門家と一般臨床医の間には有意な差が認められ、死体検案書の精度の偏在が問題となった。[鶴飼卓「災害救急医療の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.35]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

[01] 遺体対応

【教訓情報】

02. 遺体検案は、監察医のほか一般臨床医も行った。数多くの遺体に対応するため、日本法医学会の応援などによる検死体制が構築された。

【教訓情報詳述】

05) 監察医制度区域は神戸市の一部に限られ、区域外との検案体制の差は歴然としていた。そのため、阪神間での震災死亡者の死亡構造に関する検討は十分になされていない。

【参考文献】

[引用] 監察医制度区域内と区域外との検案体制の差は歴然としており、日本法医学会からの派遣医師は一人として監察区域外での検案を行えなかった。阪神地区では震災死亡者の検案に従事した法医学者は兵庫医大の関係医師のみで、検案数は111体(7.3%)に留まったため、阪神間での震災死亡者の死亡構造に関する検討は十分になされていない。[鶴飼卓「災害救急医療の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.46]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

[01] 遺体対応

【教訓情報】

03. 遺体検案書・埋火葬許可書などの書類作成、遺体引き取りの遺族対応も困難を極めた。

【教訓情報詳述】

01) 交通渋滞や電話の輻輳などの影響により、初期の検案医師の不足も影響して、遺族からの早急な遺体引き渡し要求、遺族に交付する死体検案書の作成の遅れなどで混乱が生じた。

【参考文献】

[参考] 遺体検案書の作成など遺体検案体制が確立されるまでの混乱状況については、[『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第二巻・第7編)』(社)土木学会関西支部(1998/6),p.17-18]にある。

>

[引用] 市区町と共同して遺体安置所を開設すると同時に市区町の職員の配置を求め、検視終了後に遺

族へ引き渡しの終わった遺体の措置等を委ねたが、職員には遺体処理の経験が少なく、役所への死亡届の提出、火葬・埋葬許可書の申請、火葬の段取りなどについて、遺族に対して満足な説明のできる状態ではなかった。このため遺族の怒りを買い、現場で職員が、遺族の抗議等を受けるケースが多かった。〔『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.92〕

>

〔引用〕(震度7エリア自治体アンケート結果)また、遺体安置所での対応が計画されておらず、遺族の不評を買った。〔『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.83〕

>

〔引用〕平成7年1月17日午前8時30分、兵庫県警察本部から兵庫県監察医に対し、監察医業務区域(西区と北区を除く神戸市内)及び西宮市内の一部の地域における災害死体に対する死体検案の要請があった。…(中略)…

各警察署毎に数ヵ所の遺体安置所を定め、安置所毎に遺体に番号を付し、警察による行政検視を準備した状態で監察医による死体検案を待つように指示した。同時に全監察医に非常招集を掛けたが、監察医自身が被災者であったこと、並びに、公共交通機関の破壊並びに交通渋滞のため、午後2時に4人が集まり、死体検案業務を開始した。

〔『阪神・淡路大震災 神戸大学医学部記録誌』神戸大学医学部(1995/12),p.116〕

>

〔引用〕遺族に交付する死体検案書の作成及び遺族との対応の問題が生じてきた。ここまで神戸大学文部技官1名及び事務員1名によって死亡届用死体検案書の作成を行っていたが、既に1,000近くになった検案書の作成に追いつかず…(後略)…〔『阪神・淡路大震災 神戸大学医学部記録誌』神戸大学医学部(1995/12),p.116〕

>

〔引用〕何れの安置場所も初期の頃は停電しており、投光器や懐中電灯を用いて検案を行わなければならない状態であった。〔『阪神・淡路大震災 神戸大学医学部記録誌』神戸大学医学部(1995/12),p.116〕

>

〔引用〕神戸市内での検案については兵庫県監察医に、監察区域外においては警察医に当初検案要請がなされた。非常勤監察医数名も招集されたが監察医自身の被災や交通事情などのため限られた監察医で死体検案業務を実施せざるを得なかった。また、警察医も検案要請に十分応えられなかったため、地元医師会に検案協力の要請がなされた。しかし、監察医制度がある神戸市においても、またその他の地域においても安置所に搬入される遺体が相次ぎ、監察医の絶対的不足とあいまって、検視、死体検案書発行作業が遅れた。〔鶴飼卓「災害救急医療の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.35〕

>

〔引用〕交通の便が悪い状態で、中央区の監察医務室まで死体検案書を取りに来なければならないという遺族の負担は重く不満が大きかった。〔鶴飼卓「災害救急医療の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.35〕

>

〔引用〕死体検案書の発行にあたっては、死体検案記録から必要事項を抜きだし、遺族用の死体検案書を記載するというシステムを変更できなかった上、死亡診断書(死体検案書)用紙の不足もあり、現場で遺族に死体検案書を発行できなかつた。なお、遺族用の死体検案書を清書するためには1通あたり数分以上の時間が必要となり、検案数が多くなると負担が非常に大きくなった。〔鶴飼卓「災害救急医療の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.46〕

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

【01】遺体対応

【教訓情報】

03. 遺体検案書・埋火葬許可書などの書類作成、遺体引き取りの遺族対応も困難を極めた。

【教訓情報詳述】

02) 行政機関が埋火葬許可書を発行することができず、許可書なしの火葬を認めるという特例措置がとられた。

【参考文献】

〔参考〕埋火葬許可書が発行できず、死体検案書の原本を確認しコピーを保管する形での対応例もあった。(1月25日、厚生省は埋火葬許可証なしでの火葬を認める特例措置を通知)〔1.17神戸の教訓を伝える会『阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録』ぎょうせい(1996/5),p.18〕

>

〔引用〕(神戸市)最初の混乱時には、死体・埋火葬許可書の交付が進まないため死体検案書の原本を確認し火葬を行った(死体検案書コピー保管)。のち正規の許可書で火葬証明を発行した。〔『阪神・淡路大震災—神戸市の記録1995年—』神戸市(1996/1),p.209〕

> [引用] (被災自治体遺体対策担当職員ヒアリング結果) 通常、火葬をするためには埋火葬許可証が必要だが、役所の窓口業務が停止していたため、自らの判断で、死体検案書に基づいて実施した。後に(21日付け)、厚生省がこのやり方を認める通達を出した。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.16]

> [引用] (その他エリア自治体アンケート結果) 通常火葬のためには、埋火葬許可証が必要だが、交付する窓口業務の対応が混乱していたため、火葬業務の対応ができなかった。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),pp88]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

[01] 遺体対応

【教訓情報】

04. 遺体数が被災地内の斎場の処理能力を上回ったため、他府県での火葬が実施され、自衛隊等による遺体搬送が行われた。

【教訓情報詳述】

01) 遺体数が被災地内の斎場の処理能力を大きく上回ったため、一時は空き地での「野辺の送り」も検討された。

【参考文献】

[参考] 18日深夜、神戸市東灘区の災害対策本部では、市内斎場近くでの空き地を用いて「野辺の送り」も検討されていたとされる。[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.156]

> [参考] 神戸市東灘区では、区内24箇所に安置された遺体約1,000体のうち、19、20日の2日間で茶毘に付されたのは45遺体に過ぎなかったとされる。[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.161]

> [参考] 被災自治体遺体対策担当職員のヒアリングによると、火葬対応のための人的応援の要請が行われなかった理由として、火葬時の風習の違いによるトラブル防止、炉の取り扱いに慣れが必要ことがあげられている。また、斎場で必要な骨壺などは、葬儀業者等の協力により手配ができたとされる。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.17]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

[01] 遺体対応

【教訓情報】

04. 遺体数が被災地内の斎場の処理能力を上回ったため、他府県での火葬が実施され、自衛隊等による遺体搬送が行われた。

【教訓情報詳述】

02) 神戸市衛生局は18日朝から火葬場の確保に奔走。周辺の市、京都、大阪などの政令指定都市にも応援を要請した。1日の遺体受入能力は被災市町288体、県内その他市町188体、大阪府、京都府、岡山県等の近接府県市241体など、計647体であった。

【参考文献】

[参考] 神戸市衛生局は18日朝から火葬場の確保に奔走。周辺の市、京都、大阪などの政令指定都市にも応援を要請。[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.159]

> [引用] 厚生省の協力を得て調整した結果、1日の遺体受入能力は被災市町288体、県内その他市町188体、大阪府、京都府、岡山県等の近接府県市241体など、計647体であった。これに基づき、19日、神戸市156体、西宮市198体、芦屋市81体の遺体の搬出先を割り振った。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.92]

> [引用] (被災自治体遺体対策担当職員ヒアリング結果) 被災地外の斎場の割当ては、県が厚生省と協力して行い、各市町にリストを送った。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』

(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.18]

>

[引用] (震度7エリア自治体アンケート結果)市の火葬場が壊れたため、他市に依頼せざるを得なかった。何体焼けるかを電話で確認したが、2日目くらいまでは連絡がなかなか取れない。連絡がついても、なかなか枠が確保できなかった。それ以降は府県からの要請があったようで、各市から積極的に協力を得られるようになった。他市も火葬場の能力に余裕があるわけではないので、容易に協力が得られない。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.83]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

【01】遺体対応

【教訓情報】

04. 遺体数が被災地内の斎場の処理能力を上回ったため、他府県での火葬が実施され、自衛隊等による遺体搬送が行われた。

【教訓情報詳述】

03) 海上保安庁や自衛隊ヘリコプター及び自衛隊車両による搬送も行われた。

【参考文献】

[参考] 海上保安庁のヘリで遺族を搬送した点については[『阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年－』神戸市(1996/1),p.210]参照。

>

[参考] 陸上自衛隊による遺体搬送については[『阪神・淡路大震災災害派遣行動史』陸上自衛隊中部方面総監部(1995/6),p.154-155,158-159]にある。

>

[引用] 遺体の輸送を自衛隊に、緊急性や遺族の感情が許すならばとの留保つきで依頼し、了解を得たため、自衛隊ヘリコプター3～4機(20～24日)及び自衛隊車両約30台(21～24日)による搬送計画を策定し、20日、西宮市、芦屋市がヘリコプターで京都市へ遺体搬送を開始した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.92]

>

[引用] 近隣の府県や市に自衛隊による遺体搬送は、車両またはヘリコプターでの積み降ろし人員の確保、ヘリポートから火葬場への搬送手段、遺族全員が同行できないため同意が得られない等の問題があり計画どおり進まなかったが、神戸市293体、西宮市39体、芦屋市75体の計407体を搬送した[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.92]

>

[参考] 自衛隊トラック、ヘリコプターによる遺体搬送については、[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.18]にも触れられている。それによると、自衛隊によるトラック搬送は、付き添い可能な遺族の人数が限定されていたことや交通渋滞・地理不案内などによる混乱などがあつた。またヘリコプター搬送は各所との調整が必要な上、遺族が同乗できない、1機に4～5体しか乗せられず効率的でないなどの問題が指摘されている。

>

[引用] (震度7エリア自治体アンケート結果・ヘリコプターによる遺体搬送)ヘリコプターは1/21頃に1日だけ利用した。県から自衛隊のヘリコプターの手配ができたことと連絡があり、京都へ搬送するために利用した。自衛隊関係のヘリコプターや車両には、民間人は乗せられないため、家族も同乗できなかった。着陸地からは白バイ先導で各火葬場へ搬送した。遺族はほとんど来られないため、職員が茶毘に付すとき、お骨になったとき、立ち会った。関係機関との調整の煩雑さ、遺族が同行できないことなど、活用に際しては使いにくい面もあつた。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.84]

>

[引用] (震度7エリア自治体アンケート結果・ヘリコプターによる遺体搬送)自衛隊との調整が大変だった。そばに自衛隊がいるのに、直接要請できない。後の細かい調整は直接連絡できた。緊急事態の時に、自衛隊への個別の対策要請にも県を通じて行わなければならなかった。時間が余計にかかるし、お互いに意志が伝わりにくい。また、ワンクッション置くと、ある時点までの中間報告で枠を調整されてしまった。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.84]

>

[引用] (震度7エリア国の出先機関・救助・救援活動担当者ヒアリング結果)遺族が火葬場を探してくれば、自治体が派遣部隊に搬送を依頼するという仕組みになっていた。希望する方については遺族にも同乗してもらった。しかしバトカーの先導が無かったため、渋滞に巻き込まれて火葬場に行くまでに相当の時間を要した。派遣部隊の車は、緊急車両の指定になっておらず、こうした面からの災害時の緊急車両の指定についての検討も必要である。[『平成10年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 報告書』国土庁防災局・(財)阪神・淡路大震災記念協会(1999/3),p.48]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

[01] 遺体対応

【教訓情報】

04. 遺体数が被災地内の斎場の処理能力を上回ったため、他府県での火葬が実施され、自衛隊等による遺体搬送が行われた。

【教訓情報詳述】

04) 26日までに他府県を含め火葬された遺体数は約4800体であった。

【参考文献】

[引用] 26日までに他府県を含め火葬された遺体数は約4800体 [『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.92]

>

[引用] (被災自治体遺体対策担当職員ヒアリング結果) 震災による遺体の火葬は、市内の斎場が稼働していた市では、6割が市内で、3割は遺族らが自ら被災地外で手配、1割は市が被災地外で手配した。市内の斎場が使用不能となった市では、6割は遺族らが自ら被災地外で手配、4割は市が被災地外で手配した。 [『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.17]

>

[参考] 被災地隣接自治体へのアンケート結果では、遺体の火葬を受け入れるため、火葬炉の設計を超えて就業前及び終業後に火葬時間の延長を行ったとの記載も見受けられる。 [『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),pp87]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-08. 保健衛生

[01] 遺体対応

【教訓情報】

05. 初期に弱者対応すべき福祉担当職員が遺体への対応にあたる計画となっていたことは、弱者への初期対応の遅れを招いた。(「第2期 被災地応急対応,II.被災生活の支援・平常化, B.災害時要援護者への対応」参照)

【教訓情報詳述】

00) 26日までに他府県を含め火葬された遺体数は約4800体であった。

【参考文献】